

平成 17 年度合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業補助金交付要領

（趣旨）

第 1 この要領は、協働のまちづくりを推進するため、合併後の新市の一体感を醸成することを目的とし、市民等が自ら実施する事業に要する経費の一部について、平成 17 年度の予算の範囲内で、合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業主体）

第 2 補助金の交付対象となる事業主体は、広くまちづくり活動を行っている市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、子ども会、町内会、PTA 等の地域活動団体（法人格の有無を問わない）及び学校、協同組合、民間事業者で次の条件を満たす団体であること。

- (1) 代表者が八戸市民であること
- (2) 構成員が 5 人以上であること
- (3) 主たる活動地域が八戸市内であること
- (4) 当該法人または法人及び団体の代表者が市・県民税、固定資産税、国保税等を滞納していないこと

（対象事業）

第 3 補助金の交付対象とする事業は、八戸市と旧南郷村の合併を記念し、新市の一体感を醸成するもの、または連帯感を高め、旧市・村の交流を図るもので、平成 17 年度中に自主的に行われるものとし、その内容は次の各号に該当するものとする。ただし、次に掲げる活動は対象から除く。

- イ 営利のみを目的とする活動
- ロ 政治色または宗教色がある活動
- ハ 市から交付される他の助成を受けている活動

- (1) 自然・環境保護、地域福祉、青少年の健全育成、伝統文化の継承、産業・経済の振興、スポーツ・芸術の振興、地域安全、男女共同参画、国際交流など広く八戸市のまちづくりに関する分野の活動や事業
- (2) 地域の特徴や資源を生かした個性的で独創的な事業
- (3) 調査・研究やアイデアの提供のみではなく、実際に行う事業

（対象経費及び補助金の額）

第 4 補助金の対象となる経費は前条に規定する事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼に要する費用のほか、事業の実施に必要と認められる費用とする。ただし、次に掲げる経費は補助金の対象としない。

- (1) 飲食費
- (2) 設備・機械等購入費
- (3) 視察旅費

- (4) 総事業費の10%を越えるアルバイト賃金
- (5) その他交付の対象としてふさわしくないと認められる経費

2 補助金の額は、100万円を限度とする。ただし、事業者については、総事業費の2分の1以内の額とする。

(交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとし、平成17年5月27日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請団体概要書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 所用額明細書（別記第4号様式）
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(取下期日)

第7 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、平成18年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書（別記第7号様式）
- (2) 実績額明細書（別記第8号様式）
- (3) 収支決算（見込み）書

(確定)

第9 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(交付方法)

第10 補助金は、規則第4条の規定により交付決定した後、補助事業団体からの請求に基づき、分割または、一括概算払いにより交付する。

附 この要領は、平成17年4月1日から実施する。